

第9条 (会
会
(1
(2
(3
(4
(5

NPO 法人日本野鳥の会鳥取県支部 定款

第1章 総則

第1条 (名称等)

この法人はNPO 法人日本野鳥の会鳥取県支部と称する。(以下「鳥取県支部」という)

第2条 (事務所)

鳥取県支部は、主たる事務所を鳥取県米子市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

鳥取県支部は、県民に対し、野鳥に接して楽しむ機会を設け、また野鳥に関する科学的な知識及びその適正な保護思想を普及することにより県民の間に自然尊重の精神を培い、もって人間性豊かな社会の発展に資することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

鳥取県支部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動。
- (2) まちづくりの推進を図る活動。
- (3) 社会教育の推進を図る活動。
- (4) 国際協力の活動。
- (5) 子供の健全育成を図る活動。
- (6) 科学技術の振興を図る活動。
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

第5条 (事業)

鳥取県支部は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 探鳥会、その他の催し物の実施
- (2) 野鳥などの調査・研究
- (3) 野鳥を中心とした自然保護に必要と認められる諸活動
- (4) 支部報その他の出版物の発刊及びその配布
- (5) 会員相互の親睦、品位保持、向上に関する施策
- (6) その他支部の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条 (種類)

鳥取県支部の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 家族会員

第7条 (入会)

会員の入会については特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、鳥取県支部が別に定める入会申込み用紙により、支部長に申し込むものとする。
3. 支部長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
4. 家族会員は正会員と同じ住所に住んでいること。

第8条 (会費)

会員は、鳥取県支部が別に定めた会費を納入しなければならない。

第10条 (会
会
(1
(2
(3
(4
(5

第11条 (会
会
(1
(2
(3
(4
(5

第12条 (既
既
(1
(2
(3
(4
(5

第13条 (鳥
鳥
(1
(2
(3
(4
(5

2. 既
既
(1
(2
(3
(4
(5

2. う
う
(1
(2
(3
(4
(5

3. い
い
(1
(2
(3
(4
(5

第14条 (名
名
(1
(2
(3
(4
(5

2. う
う
(1
(2
(3
(4
(5

3. は
は
(1
(2
(3
(4
(5

第15条 (名
名
(1
(2
(3
(4
(5

2. 名
名
(1
(2
(3
(4
(5

3. 4.
4.

第1

2.

3.

第1

第9条 (会員の資格の喪失)

- 会員が次の各号の一つに該当したときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届を提出したとき。
 - (2) 本人が死亡したとき。
 - (3) 会費更新時から6ヶ月を経過しても会費が未納のとき。
 - (4) 除名されたとき。

第10条 (退会)

会員は支部長に退会届を提出し、任意に退会することができる。

第11条 (除名)

会員が次の各号に該当したときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、この会員に對し、議決の前に弁明の機會を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 鳥取県支部の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第12条 (拠出金品の不返還)

既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条 (種類及び定数)

鳥取県支部に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
- (2) 監事 2名

2. 理事のうち1名を支部長、3名以内を副支部長とする。

第14条 (選任等)

役員は、総会において選任する。

2. 支部長及び副支部長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

第15条 (職務)

支部長は、鳥取県支部を代表し、その業務を総理する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは又は支部長が欠けたときは、支部長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成しこの定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 鳥取県支部の財産、会計の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、鳥取県支部の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は鳥取県支部の財産、会計の状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条 (任期等)

役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 (欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければな

らない。

第18条(解任)

役員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

第19条(報酬)

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

第20条(顧問)

鳥取県支部に、必要に応じて顧問を置くことができる。

- 2. 顧問は、理事会の承認を経て、支部長が委嘱する。
- 3. 顧問は、鳥取県支部の活動について助言を与えることができる。

第21条(職員)

- 鳥取県支部に、職員を置くことができる。
- 2. 職員は支部長が任免する。

第5章 総会

第22条(種別)

鳥取県支部の総会は通常総会及び臨時総会の2種類とする。

第23条(構成)

総会は、正会員をもって構成する。

第24条(議決事項)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更。
- (2) 解散及び合併。
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更。
- (4) 事業報告及び収支決算。
- (5) 役員の選任及び解任。
- (6) その他運営に関する重要事項。

第25条(開催)

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の手続きをしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の要請があつたとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

第26条(招集)

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、支部長が招集する。

- 2. 支部長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第27条(議長)

総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

第28条(定足数)

総会は、正会員総数の10分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

第29条(議決)

総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項

そ
及び緊急に議決を必要とした事項とする。

2. 総会の決議は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第30条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

第31条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 正会員数及び書面表決者又は表決委任者を含む出席者数。
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

第32条（構成）

理事会は、理事で構成する。

第33条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第34条（開催）

理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 支部長が認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上が認めた場合。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第35条（招集）

理事会は支部長が招集する。

2. 支部長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を召集しなければならない。
3. 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第36条（議長）

理事会の議長は、副支部長がこれにあたり、欠席の場合は出席者の互選とする。

第37条（議決）

理事会の議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項及び緊急に議決が必要な事項とする。

2. 理事会の議事は、理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第38条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、他の理事を代理人として表決を委任する事ができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

第39条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 理事数及び書面表決者または表決委任者を含む出席者数。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

第40条（資産の構成）

鳥取県支部の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 会費。
- (3) 寄付金品。
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業にともなう収入
- (6) その他の収入。

第41条（資産の管理）

鳥取県支部の資産は、支部長が管理し、その方法は、総会の議決による。

第42条（会計の原則）

鳥取県支部の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

第43条（事業計画及び予算）

鳥取県支部の事業計画及び收支予算は、支部長が作成し、総会の議決を得なければならない。

第44条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しない時、支部長は理事会の議決を得て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第45条（予備費の設定及び使用）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第46条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第47条（事業報告及び決算）

鳥取県支部の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに支部長が作成し、監査を受け、総会の議決を得なければならない。

2. 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第48条（事業年度）

鳥取県支部の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第49条（定款の変更）

鳥取県支部は定款を変更しようとするときは、総会で4分の3以上の議決を得、法第25条第3項に規定す

る軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第50条（解散）

鳥取県支部は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
 - (2) 目的とする特定非営利活動にかかわる事業の成功の不能。
 - (3) 正会員の欠亡。
 - (4) 合併。
 - (5) 破産。
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し。
2. 前項第1号の事由により鳥取県支部が解散するときは、総会において4分の3以上の議決を得なければならぬ。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第51条（残余財産の帰属）

鳥取県支部が解散するときの残余財産の帰属は、法11条第3項に掲げるもののうち、総会において4分の3以上の議決を得て選定する。

第52条（合併）

鳥取県支部が合併しようとするときは、総会において4分の3以上の議決を得、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第53条（公告の方法）

鳥取県支部の公告は、鳥取県支部の掲示板に掲載するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

第54条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を得て、支部長がこれを定める。

附則

1. この定款は、鳥取県支部の成立の日から施行する。

2. 鳥取県支部の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

支部長 福田紀生

副支部長 谷口真一 土居克夫 戸川信吾

理事 池岡靖則 竹中稔 田中一郎 津森宏 山崎智子 山中克子

吉田良平 吉田裕

監事 田中昭弘 山根正敬

3. 鳥取県支部の設立当初の役員の任期は、第16条1項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会の日までとする。

4. 鳥取県支部の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めによるものとする。

5. 鳥取県支部の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。

6. 鳥取県支部の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず次のとおりとする。

正会員 2000円

家族会員 0円